○農林水産省告示第百十四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

農林水産大臣　森山　裕

「年七厘」を「年六厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第百十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十一日

農林水産大臣　森山　裕

「年七厘」を「年六厘」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第五号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十一日

経済産業大臣　林　幹雄

所在地	学校名	学科・コース名	認定に係る免状の種類	備考
大阪府大阪市西成区出城一丁目一番六号	大阪府立今宮工科高等学校	電気系電子制御科（専科） 深化コース（全日制課程）	第三種電気主任技術者免状	平成二十六年度入学生から適用

○経済産業省告示第六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十一日

経済産業大臣　林　幹雄

所在地	学校名	学科・コース名	認定に係る免状の種類	備考
北海道函館市戸倉町十四番一号	独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校	生産システム工学科 電気電子コース	第二種電気主任技術者免状	平成二十五年度入学生から適用

○経済産業省告示第七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年一月二十一日

経済産業大臣　林　幹雄

学校の名称	学部・学科名	備考
大阪府立南大阪高等職業技術専門校	電気主任技術科	平成二十八年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○国土交通省告示第二百二十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－549号	仕切り隔壁（Ｂ０級）	ＮＰ25＿0.5＿160	シンコウ株式会社	東京都品川区南品川二丁目２番７号
第Ｆ－550号	仕切り隔壁（Ｂ15級）	ＮＰ50＿0.5＿160	〃	〃

○国土交通省告示第二百三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－564号	防火戸（A30級）	ＡＮ－360	旭・スチール工業株式会社	広島県府中市高木町669番地
第Ｆ－565号	防火戸（A60級）	ＡＮ－606－Ｈ	〃	〃
第Ｆ－566号	防火戸（B15級）	ＢＮ－158－Ｎ	〃	〃

○国土交通省告示第二百三十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－567号	防火戸（Ｂ０級）	ＴＫ．ＳＢ－６Ａ（Ｂ－０）	株式会社大晃産業	広島県尾道市向島町9515番地の１

○国土交通省告示第二百三十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－11号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Rw ＝ 43 dB）	ＮＰ25＿0.5＿160－2	シンコウ株式会社	東京都品川区南品川二丁目２番７号
第Ｓ－12号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音仕切り隔壁）（Rw ＝ 45 dB）	ＮＰ25＿0.5＿160－3	〃	〃